

3 月
2026

労 務 通 信 175 号

成迫 社会保険労務士法人

松本事務所 TEL 0263-88-2862

長野事務所 TEL 026-291-4152

飯田事務所 TEL 0265-49-3602

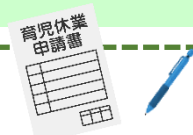


子ども子育て制度について

今月は、子ども・子育て支援制度について事業主が知っておくべきこと、やるべきこととお話しいたします。

国は、子育てを個人や家庭だけに任せるのではなく、「社会全体で支える」方向へと舵を切っています。様々な子育て支援制度があり、事業主として対応すること、知っておくべきことが年々増えている状況です。

事業主が知っておきたい「職員の子育て支援」の基礎知識



実務ではどう対応すればよいか分からないという声も聞かれます。まずは、次の基本を押さえます。

- 育児休業制度：男女ともに取得可能、短期間でも取得しやすい環境づくりが重要です
- 短時間勤務制度：原則 3 歳までが対象ですが、会社独自に延長することも可能です
- 時間外労働の配慮：子育て中の職員からの免除・制限の申し出への対応が求められます

子育て支援に取り組むことでの会社のメリット

人材の定着、採用時のアピール、職員のモチベーション向上などが期待できます。子育て支援は、単なる負担ではなく、事業所、企業にとっての人材投資ととらえることがポイントです。

子ども・子育て支援金のポイント

支援制度の財源の一つが 2026 年 4 月 1 日から施行される「子ども・子育て支援金」です。

この支援金は、医療保険制度を通じて徴収され、健康保険や国民健康保険の保険料に上乗せされる形となります。

事業主が押さえるポイントは、

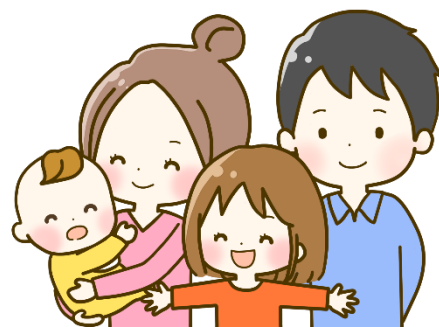
- 医療保険健康保険料の一部として会社負担分、個人負担分が増える
- 自社で給与計算をしている事業所は、給与ソフトの控除対応について確認する
- 給与明細に支援金保険料として表示するか、健康保険料に合算するか決める
- 保険料の明細をわかり易く、分けて表示することをお勧めします
- 従業員への説明

4 月分保険料（5 月支給給与、賞与）から、支援金保険料の徴収が開始されることを周知しておきます。

（産休、育休中は、現行の健康保険料と同様に免除になります）

この支援金保険料の開始・徴収は、事前周知をしておくことが、トラブル防止策となります。

2026 年の支援金保険料の目安は協会けんぽで月額約 300～800 円、4 月分の保険料から負担が発生し、年度毎に 2028 年度まで増額される予定です。



すでに、育児休業短時間勤務など法定の支援制度を導入している事業所もあるかと思います。

実際の対応や、新たな上乗せの制度の導入で人材確保を検討されたいなどのご希望がございましたら、担当までご相談ください。